

## 結核公費申請について

### 1 結核治療に関する公費

結核の発生届を届出後、治療を開始した際は、公費が適用されますので公費の申請をお願いいたします。診査には、新しい情報が必要となりますので、治療中の画像検査や菌検査の実施をお願いいたします。

<感染症法第37条>

対象:結核菌を排菌している(喀痰塗抹陽性)患者

結核病床へ転院するまで一般病床に入院している場合も塗抹陽性の患者は  
感染症法第37条の公費対象となります。

<感染症法第37条の2>

対象:結核菌を排菌していない(喀痰塗抹陰性)患者

外来通院や一般病床に入院をしながら結核治療を行う患者が対象となります。

※感染症法第37条の2は、保健所が公費申請を受理した日が適用開始日となります。

治療が開始されましたら、同日中に保健所へ公費申請書をFAXしてください。

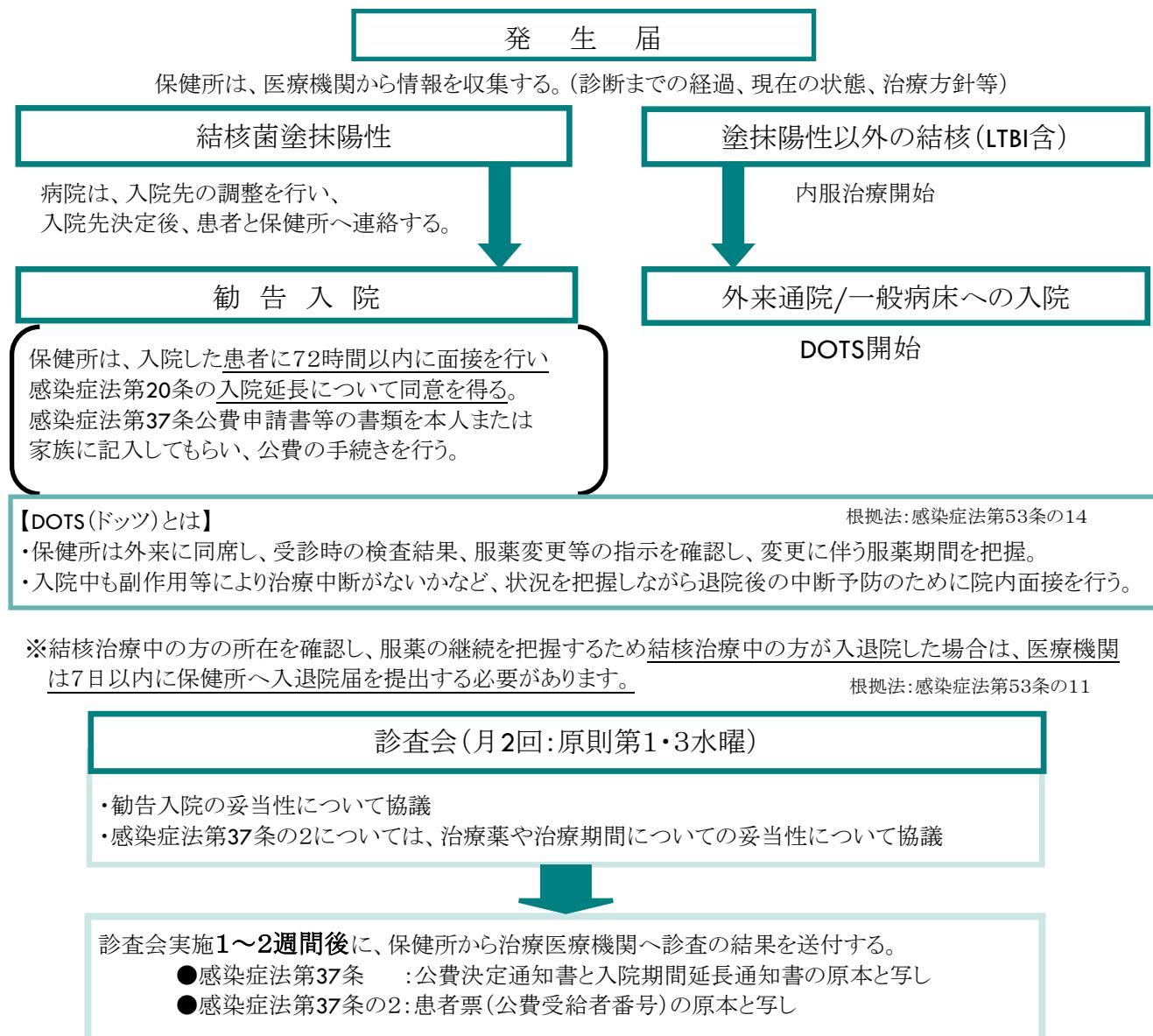
### 2 公費適用範囲と自己負担について

	感染症法第37条	感染症法第37条の2
公 費	入院勧告による入院医療費 ( 保 険 診 療 分 )	<対象項目> ①結核菌検査(塗抹・培養) ②副作用発見のための検査 ③X線検査、CT検査 ④承認された抗結核薬
自己負担	原則 自己負担なし ※ 世帯全体の所得割額によっては 上限2万円の自己負担あり。	上記項目は5% ※ 初・再診料、副作用を抑えるための薬剤等は 公費対象外

#### 【注意点】

- 感染症法第37条の公費承認期間が切れる前に勧告入院の延長申請及び診査が必要となります。  
入院延長の情報提供についてご協力お願いいたします。
- 感染症法第37条の公費対象は、感染症法第19条及び同法第20条に基づき入院勧告がかけられている患者となるため、塗抹陰性が確認され、一般病床へ転院した方は感染症法第37条の2の公費を改めて申請してください。

# 診断後の流れ（千葉市保健所の動き）



## 公費について（医療機関の対応）

### 塗抹陽性患者【勧告入院承認期間:30日以内、指定医療機関以外は10日以内】

#### 感染症法第37条公費申請

- 患者情報提供(第37条申請用)様式を患者の住所管轄保健所へFAXし、原本と胸部画像のCD-Rを保健所へ送付してください。
- 承認された入院期間を延長する場合は、情報提供(入院延長用)様式を保健所へFAXし、原本と胸部画像のCD-Rを保健所へ送付してください。

### 塗抹陽性以外の結核(LTBI含)【承認期間:申請日から最長6か月】

#### 感染症法第37条の2公費申請

- 申請書を患者の住所管轄保健所へFAXし、原本と胸部画像のCD-Rを保健所へ送付してください。
- 患者票(公費受給者番号)が医療機関へ届くまでの間の支払いについては、保留とするか公費を適用せずに計算し後日領収書を病院へ提出することで清算できることを患者へ説明してください。
- 患者票が保健所から届き次第、原本を患者へ渡してください。薬局で使用します。
- 患者票に記載されている抗結核薬の変更や承認期間の延長がある際は、再度申請が必要となります。